

第44号様式（第38条関係）

3 武都ま第145号
令和3年7月28日

武藏野市長 殿

武藏野市まちづくり委員会委員長



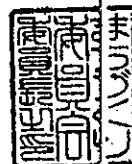
調整会報告書

武藏野市まちづくり条例第63条第1項の規定に基づき、次のとおり報告します。

開発事業の名称	東京都西部公園緑地事務所（31）改築工事
開発区域 の場所	地名地番 武藏野市御殿山1丁目3273番2の一部 住居表示 武藏野市御殿山1丁目17番59号
調整会の開催の経緯	令和3年6月2日付けで武藏野市長から調整会の開催の要請があったため
委員	野口副委員長、阿部委員、山内委員
出席者	<p>1 調整会開催請求者 [REDACTED]</p> <p>2 開発事業者 東京都知事 小池百合子 出席 代理人 東京都建設局 [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] 東京都財務局 [REDACTED] [REDACTED] 株式会社大誠建築設計事務所 [REDACTED] [REDACTED]</p>



議事要旨	別紙のとおり
整理又は調整事項	別紙のとおり
本委員会の意見	一
備考	<p>1・開催日時 令和3年7月2日(金曜日) 午後7時00分から午後8時5分まで</p> <p>2・開催場所 武藏野市役所 西棟4階 412会議室</p>



1 調整会の開催請求理由

(1) 御殿山地区の景観資源である既存樹木（高木）をむやみに伐採すべきではない。

2 議事の要旨

(1) 調整会における開催請求者の意見、主張等

ア 既存樹木の伐採について

(ア) 樹木を伐採しない規模の事業に見直すことを希望する。

(イ) 計画地の移転又は規模を縮小することで伐採範囲も縮小できないか。

(ウ) 北側既存樹木は建物位置を南側にずらす等して残して欲しい。

(2) 事業者の回答

ア 既存樹木の伐採について

(ア) 事業計画上、樹木の伐採を伴うことは避けられない。しかしながら、大規模開発基本構想での説明会における近隣関係住民からの意見を踏まえ、当初東側樹林地の既存樹木97本中44本の伐採計画だったところを基本計画では18本に抑えている。また、近隣関係住民から現状が鬱蒼として暗いという意見もあり、少し明るい空間になるように計画している。

(イ) 以下の理由により移転及び規模の縮小はできない。

・多摩地域の都立公園等の整備及び管理を行っている。

・井の頭恩賜公園の直営管理を行っている。

・発災時に備え防災施設の設置が必要である。

・ボランティア活動の拠点としている。

・乗用車の駐車だけでなく、業務上必要なトラック等も駐車する。

(ウ) 建物位置の変更はできない。北側既存樹木の伐採については倒木の危険性等も考慮しての見解である。ただし、景観に配慮して北側の生垣は残し、基本計画で示した4本の新設高木に2本を追加し、合計6本の高木（ハナミズキのようなあまり大きくなり過ぎない樹種）を新設する。

3 整理又は調整事項

調整会開催請求者及び開発事業者双方の主張並びに調整委員との意見交換を経て、以下の点について双方の確認を取った。なお、調整会は今回をもって終了とする。

- (1) 建物規模を縮小し、樹木の伐採本数を減らして欲しいという請求者からの要望に対して、事業者からは規模の縮小はできないこと、当初の計画から一定程度伐採本数を減らしており、これ以上の削減は難しいとの回答があり、対立したままであること。
- (2) 北側樹木は建物位置を変更してでも残して欲しいという請求者からの要望に対して、事業者からは建物位置の変更はできないとの回答があり、対立したままであること。
- (3) 調整会は今回で終了とするが、請求者に対して事業者から従前、従後の樹木の状況を立面図等のわかりやすい図書を作成し提供すること。

以上